

地方公共団体の契約について

1 総説

○地方公共団体の契約：公法上の契約と私法上の契約

○地方自治法上の契約：「売買、賃借、請負その他の契約」（法第234条）

→「債権の発生を目的とする私法上の契約」のみを指す。

○地方自治法上の契約の原則

(1) 私法上の原則

① 契約自由の原則

② 信義誠実の原則

(2) 地方自治法上の原則

① 契約締結方法の原則

原則：一般競争入札

例外：施行令に定める一定の要件のもと、指名競争入札、随意契約、せり売りを容認

② 契約の3原則

- ・公正性の確保：一般競争入札や公募型随意契約等による契約の相手方の決定の適正さの確保
- ・経済性の確保：入札や見積合わせ等による有利な価格、条件による経済性の確保
- ・適正履行の確保：契約書の作成や、厳正な監督や検査等による契約の適正な履行の確保

2 契約締結方法の種類

種類	説明	長所	短所
一般競争入札	<ul style="list-style-type: none"> ・公告により一定の資格を有する不特定多数の参加を求め、入札の方法により競争させ、最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する契約方法 ・地方公共団体の契約方法の原則 	<ul style="list-style-type: none"> ・公正性と機会均等性の確保 ・競争による利益の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・不信用、不誠実な者が入札に参加するおそれがある ・確実に契約が履行されるかの確に把握できない
指名競争入札	<ul style="list-style-type: none"> ・資力、信用その他について適切と認める特定多数の者を指名し、入札の方法により競争させ、最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する契約方法 ・政令で定める所定の場合に限る 	<ul style="list-style-type: none"> ・不信用、不誠実な者を排除できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・指名される者の範囲が固定化されれば、偏重する ・談合が容易といわれている
随意契約	<ul style="list-style-type: none"> ・競争入札の方法によらないで、見積合わせ等により、任意に特定の者を選んで契約を締結する契約方法 ・政令で定める所定の場合に限る 	<ul style="list-style-type: none"> ・手続きが簡略であり、経費の負担が少ない ・信用、能力のある者を任意に選択できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・運用を誤ると、公正さを欠くことになり、不正を招くこともある
せり売り	<ul style="list-style-type: none"> ・買受者に口頭（挙動）で競争させ、最も有利な価格を申し出た者との間に契約を締結する契約方法 ・動産の売り払いのみ 		

(参考) 公募型見積合せ (オープンカウンタ)

- ⑧ 随意契約に係る見積合せにおいて、見積りの相手方を特定せずに、見積合せへの参加を希望する者からの見積書提出により、契約相手方を決定する方式。

2 競争入札における参加者の制限

不正な行為があった者などの入札参加を認めないほか、契約の種類・金額に応じ、実績、従業員数、資本金額、経営の規模・状況を要件とする参加資格を定めることができる。(令 167 の 5 ①)

- ⑧ 滋賀県の建設工事においては、参加資格審査の社会性評価として、以下の項目を評価している。
- ① 社会貢献活動 「美知メセナ制度」または「淡海エコフォスター制度」の登録
 - ② 高年齢者雇用確保措置
 - ③ 障害者雇用
 - ④ 次世代育成支援対策 滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業の登録等
 - ⑤ 応急救援活動：防災協定の締結
 - ⑥ 消防団協力活動状況
 - ⑦ 地域貢献活動への参加
 - ⑧ 除雪作業等の受託実績
 - ⑨ コンプライアンスの普及・徹底
 - ⑩ 保護観察対象者等の就労支援
 - ⑪ 女性活躍推進に向けた取組

また、契約の性質または目的により、さらに事業所の所在地または工事等についての経験もしくは技術的適性の有無等に関する資格を定めることができる。(令 167 の 5 の 2)

3 随意契約によることができる場合 (令 167 の 2)

- ① 予定価格が一定の額を超えない契約
- ② 性質または目的が競争入札に適しない契約
- ③ 障害者支援施設等で製作された物品を当該障害者支援施設等から買い入れる契約、障害者支援施設、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける契約
- ④ 知事の認定した者から新商品として生産された物品を当該認定を受けた者から買い入れもしくは借り入れる契約、または知事の認定した者から新役務の提供を受ける契約
- ⑤ 緊急の必要により競争入札に付することができないとき
- ⑥ 競争入札に付することが不利と認められるとき
- ⑦ 時価に比して著しく有利な価格で契約することができる見込みのあるとき
- ⑧ 競争入札に付し入札者がいないとき、または再度の入札に付し落札者がいないとき
- ⑨ 落札者が契約を締結しないとき

4 契約の相手方の決定

(1) 競争入札の場合

① 原則

予定価格（契約金額を決定する基準としてあらかじめ作成する価格。取引の実例価格、需給の状況、履行の難易等を考慮し決定。）の制限の範囲内で、最高又は最低の価格で申込みをした者を契約の相手方とする。

② 最低価格以外の者を落札者とすることができる場合

落札決定方式	説明	特徴
低入札価格調査制度 (令 167 の 10①)	・入札金額が調査基準価格未満の場合は調査し、合格すれば落札者とする制度	より安価で適正な調達ができるが、調査等に労力を要する
最低制限価格制度 (令 167 の 10②)	・入札金額が最低制限価格未満の場合は一律に失格とする制度 ・最低制限の設定は、工事又は製造その他についての請負契約に限られるため、物品購入契約には適用できない	より安価な調達はできないが、調査なしにダンピングの防止等がはかれる
総合評価方式 (令167の10の2)	・価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する方式	品質確保に有効であるが、落札決定基準を設けて評価を行わなければならないことや学識経験者に意見を聴く必要があるなど、手続きが煩雑である

(2) 随意契約の場合

① 原則

特に定めのある場合を除き（※）、予定価格の制限の範囲内において最低価格を提示した者を契約の相手方とする。

② 例外

少々高価であっても、品質性能において明らかに優れているのであれば、これを契約の相手方とすることは可能（あらかじめ品質性能も含めて決定することを示しておくことが必要）。

③ プロポーザル

見積価格のみではなく、企画力、技術力、実行能力等についても評価するもの